

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャフジコミニティー
 株式会社 富士コミニティー

住所 大阪市住吉区苅田5-18-12

代表者氏名 フリガナ ダイヒヨウトリシマリヤク クワタマサノリ
 代表取締役 桑田 政典

電話番号 06-6696-1820

FAX番号 06-6697-6767

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 富士コミュニティー

住 所 大阪市住吉区苅田5-18-12

代表者氏名 代表取締役 桑田 政典

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 桑田政典 ヒロタマサノリ 取締役 廣川 照芳 ヒロカワ テルヨン 取締役 高谷 常広 タカタニ ツネヒロ	
事 業 の 範 囲	マンションのメンテナンス業、水道施設工事業の設計・施工・請負
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社富士コミュニティー
上記事業所の所在地	郵便番号 558-0011 住所 大阪市住吉区苅田5-18-12 電話番号 06-6696-1820 FAX番号 06-6697-6767 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
大東 聰 オヒカシ セトシ	第300726号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

令和 $\frac{1}{2}$ 年6月日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター ダイヤモンドハンドカッター 塩ビカッター	1/2~1 1/2 “ VP-30	2 4 2 4	
管の加工用の機械器具	やすり パイプねじ切り器	200平型、半丸形 ラチエット式PT	5 1	
管の接合用の機械器具	パイプレンチ プライヤー ラチエットレンチ ガストーチ モンキーレンチ トーチランプ	300mm 250mm 19×24 ワンタッチトーチ M24 200mm ガスボンベ式	6 4 6 10 10 4	
水圧テストポンプ	手動テスター	T50	2	

--	--	--	--	--

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年6月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社富士コミュニティー

住 所 大阪市住吉区苅田5-18-12

代表者 氏名 代表取締役 桑田政典

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市住吉区苅田五丁目18番12号
株式会社富士コミュニティー

会社法人等番号	1200-01-033640		
商 号	株式会社富士コミュニティー		
本 店	大阪市住吉区苅田五丁目18番12号		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成7年1月23日		
目的	1. マンションのメンテナンス業 2. 土地建物の管理並びに賃貸 3. 建築工事業の設計・施工・請負 4. 管工事業の設計・施工・請負 5. 水道施設工事業の設計・施工・請負 6. 不動産活用に関するコンサルタント業 7. 土地建物の売買並びに仲介 8. 損害保険代理業 9. 生命保険の募集に関する業務 10. 金銭貸付業 11. ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営 12. ゴルフ会員権の売買及び仲介 13. ファクタリング業 14. 前各号に附帯関連する一切の業務		
	平成19年 6月 1日変更 平成19年 6月15日登記		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。 平成22年 3月 1日変更 平成22年 3月 8日登記		

大阪市住吉区苅田五丁目18番12号
株式会社富士コミュニティー

役員に関する事項	取締役	西 本 俊 雄	平成27年 3月31日重任
			平成27年 4月 7日登記
			令和 3年 7月 7日辞任
			令和 3年 7月 8日登記
	取締役	廣 川 照 芳	平成27年 3月31日重任
			平成27年 4月 7日登記
取締役	高 谷 常 広	平成27年 7月 1日就任	
		平成27年 7月31日登記	
取締役	安 原 聖 太	平成27年 7月 1日就任	
		平成27年 7月31日登記	
		令和 3年 7月 7日辞任	
		令和 3年 7月 8日登記	
取締役	桑 田 政 典	令和 3年 7月 7日就任	
		令和 3年 7月 8日登記	
大阪市都島区友渕町一丁目5番2-303号 代表取締役	西 本 俊 雄	平成27年 3月31日重任	
		平成27年 4月 7日登記	
		令和 3年 7月 7日辞任	
		令和 3年 7月 8日登記	
大阪府高石市加茂二丁目5番20号 代表取締役	桑 田 政 典	令和 3年 7月 7日就任	
		令和 3年 7月 8日登記	
支 店	1 滋賀県甲賀市甲賀町和田763番地1	平成23年 8月 1日設置	
		平成23年 8月19日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記		

大阪市住吉区苅田五丁目18番12号
株式会社富士コミュニティー



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和4年6月8日
大阪法務局天王寺出張所
登記官

石 元 克 司



株式会社富士コミュニティー 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社富士コミュニティーと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. マンションのメンテナンス業
2. 土地建物の管理並びに賃貸
3. 建築工事業の設計・施工・請負
4. 管工事業の設計・施工・請負
5. 水道施設工事業の設計・施工・請負
6. 不動産活用に関するコンサルタント業
7. 土地建物の売買並びに仲介
8. 損害保険代理業
9. 生命保険の募集に関する業務
10. 金銭貸付業
11. ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
12. ゴルフ会員権の売買及び仲介
13. ファクタリング業
14. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第5条 当会社の発行可能株式の総数は、800株とする。



(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第7条 当会社の株式を取得した者（以下「株式取得者」という。）が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

②譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求によりその事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第9条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使できる株主と定めることができる。

②前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。



(株主の住所等の届出等)

- 第 11 条 当会社の株主、登録株式質権者又は法定代理人若しくはその代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。
- ②当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならぬ。

(募集株式の発行)

- 第 12 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- ②株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続きの省略)

- 第 14 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。
- ②株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。
- ③会社法 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(株主総会決議の省略)

- 第 16 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使できるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。



(議決権の代理行使)

第 17 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令で定める事項を記載した議事録を作成し議長及び出席した取締役がこれに記名押印して 10 年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 1 名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第 20 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(社長及び代表取締役)

第 21 条 取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とし、当会社を代表する取締役として、会社の業務を統括する。

②取締役を 2 名以上選任した場合は、そのうち 1 名を取締役の互選により代表取締役と定める。

③代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

④当会社の業務は、専ら社長が執行する。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定期株主総会の終結の時までとする。

②補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬及び退職慰労金)

第 23 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。



第5章 計算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年1月1日から同年12月末日までとする。

(剩余金の配当)

第25条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

②剩余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(定款に定めのない事項)

第26条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社富士コミュニティーの現行定款である。

平成27年3月31日

大阪市住吉区苅田五丁目18番12号
株式会社富士コミュニティー
代表取締役 西本 俊雄

実印



令和4年 6月 9日

原本と相違ない。

〒553-0011 大阪市住吉区苅田5丁目18番12号

株式会社富士コミュニティー

代表取締役 桑田政典



第三〇〇七二六号

給水装置事務技術者免状

本籍 大阪府

氏名 大東聰

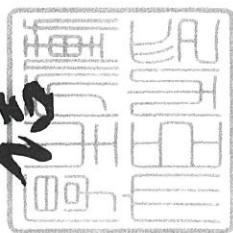
昭和五十四年五月三十一日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

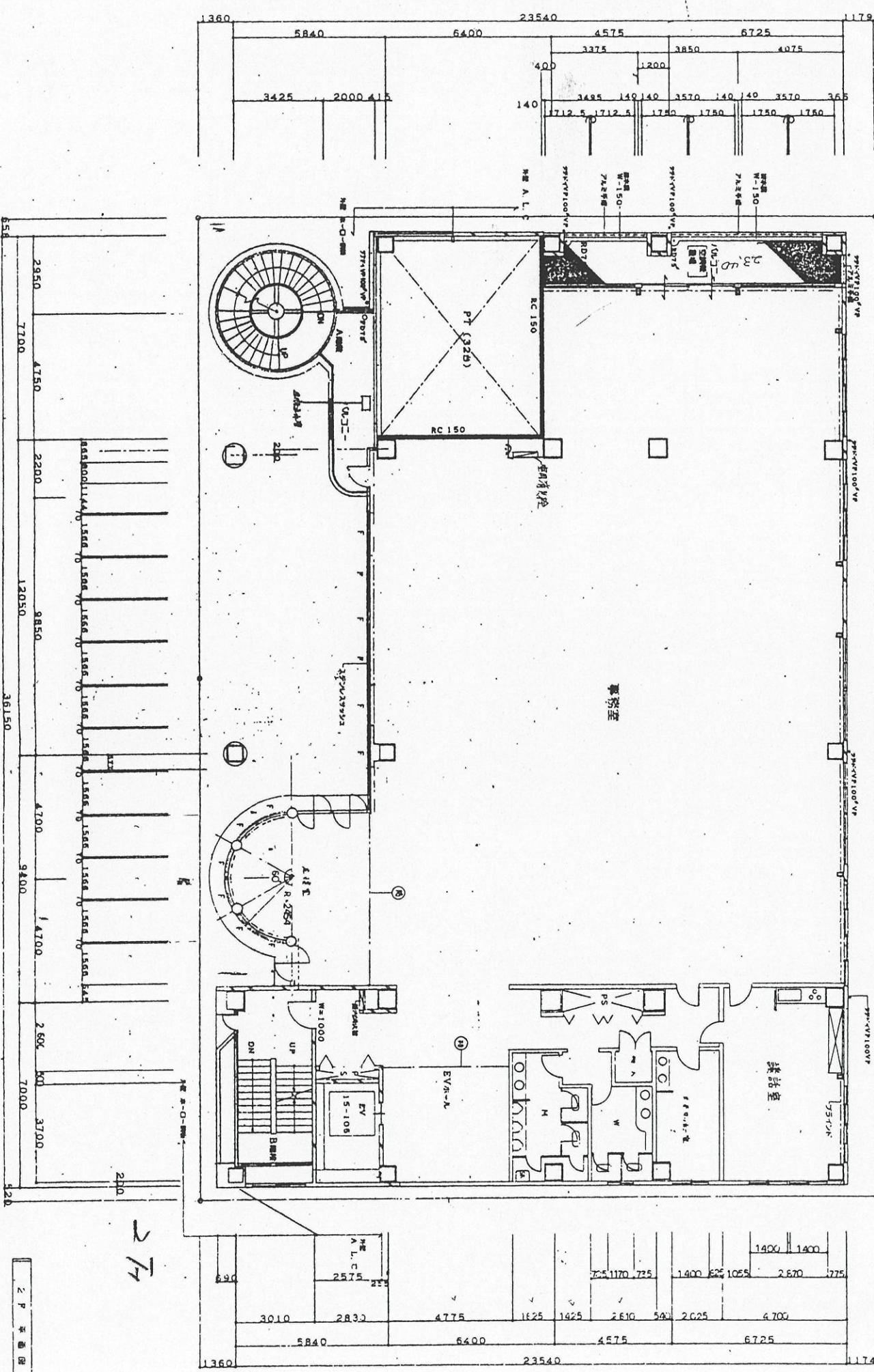
令和二年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝信

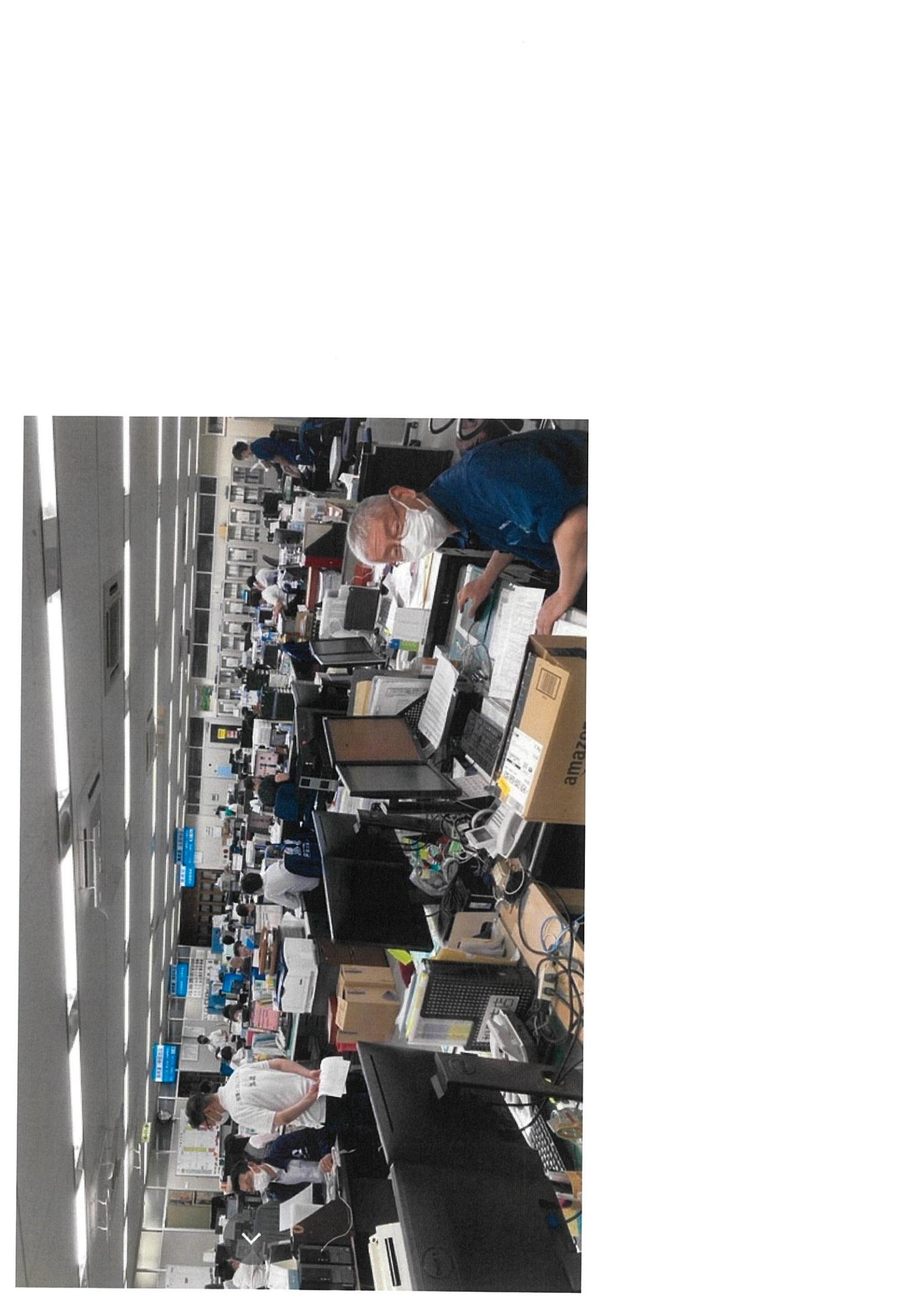






卷之二





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャフジコミニティー
 株式会社 富士コミニティー

住所 大阪市住吉区苅田5-18-12

代表者氏名 フリガナ 大代表取締役 桑田 政典

電話番号 06-6696-1820

FAX番号 06-6697-6767

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和4年6月 日

届出者

氏名又は名称 〒558-0011 大阪市住吉区苅田5丁目18番12号
住 所 株式会社富士コミュニティー
代表者氏名 代表取締役 桑田政典

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社富士コミュニティー	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
大東 聰	第300726号	2022年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第三〇〇七二六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 大東 聰

昭和五十四年五月三十一日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和二年一月二十四日

厚生労働大臣

加藤勝彦

